

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月7日

鳥取県知事 平井伸治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

遠隔手話サービス業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 入札方法

ア 入札は、紙面による入札とする。

イ 入札書に記載する金額については、入札説明書別添「遠隔手話サービス業務仕様書」（以下「仕様書」という。）の条件下で遠隔手話サービスを提供する場合に、仕様書3の利用登録1名又は1箇所当たりの月額単価（以下「月額単価」という。）を記載し、その月額単価に利用登録者及び利用登録箇所の予定数量100と12月を乗じて得た額の合計額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札金額として記載すること。

請求に当たっては、入札書の内訳欄に記載された月額単価（月の中途から登録開始した場合には日割した額）に月ごとの利用登録者及び利用登録箇所の実績数を乗じて得た合計金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する月額単価を入札書内訳の月額単価欄に記載すること。

また、この調達は、単価契約によるものであり、落札額が契約金額にならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日から起算して、過去3年の間に遠隔手話サービス業務の履行実績（官民間問わず）があること。

3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課社会参加推進室

電話 0857-26-7201

ファクシミリ 0857-26-8136

電子メール shougai-fukushi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和5年3月7日（火）から同月16日（木）までの間に鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shougai-fukushi/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年3月7日（火）から同月16日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵便等の方法により提出すること。ただし、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2

項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月24日（金）午後5時、即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は同日正午とする。）

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟 第14会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和5年3月16日（木）午後5時までに郵送（必着）又は持参により4の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札までに入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条で準用する第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約保証金として入札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和5年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかったときは、開札を行わない。

ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。